

公募書類の一部訂正について

鳥取スタイルP P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業（天神浄化センター）の公募書類について、下記のとおり一部訂正（何れも追記）する。

追記箇所1（赤字が追記箇所）

別紙1 鳥取スタイルP P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業実施条件

4 本事業の実施条件

(4) 太陽光発電設備等の整備条件

ク **太陽光発電設備等の出力が50kW未満の場合**、本事業の責任分界点はパワーコンディショナの出力端子とする。パワーコンディショナの出力端子から対象物件の既設電気設備への連系点までの配線設備等は事業者が整備して施設管理者に無償で譲渡すること。ただし、契約が満了などで施設を撤去する場合、施設に譲渡された連系点までの配線についても事業者の負担で撤去すること。

太陽光発電設備等の出力が50kW以上の場合は、既設電気設備への接続点を責任分界点とする。

(5) 太陽光発電設備等の管理条件

ウ **太陽光発電設備等の出力が50kW未満の場合**、施設管理者が既設電気設備について電気保安業務を外部委託し、太陽光発電設備等を当該委託に含めることが可能な場合は、当該委託費の増額分を事業者が負担すること。

追記箇所2 赤字が追記箇所

別紙4 鳥取スタイルP P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業の実施に関する協定書（案）

第6条 甲と乙は互いに本件設備は対象物件に付合することのない独立の動産であることを確認し、本件設備の所有権が乙に帰属し続けることを確認する。**（以下、太陽光発電設備の出力が50kW未満の場合に規定する。）**ただし、本件設備の責任分界点は、乙が整備する甲の設備と接続するための配線設備と太陽光発電設備のパワーコンディショナーの出力端子との接続点とし、詳細は別途定める。

2 本件設備の設計、材料、工事、維持管理、撤去、公租公課及び各種手続き等本事業に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。なお、本件設備の設置、維持管理及び撤去で使用する電気、上下水道等については、甲は乙に無償で提供するものとする。

（太陽光発電設備の出力が50kW未満の場合）

3 甲が対象物件に係る高圧受電設備の保守管理業務を第三者に委託している場合、乙は、本件設備の設置による当該保守管理業務に係る費用の増額相当分を負担するものとする。同様に甲が電気主任技術者を外部委託している場合、本件設備の設置工事や設備点検にあたり電気主任技術者の立ち会いが必要な場合、その費用は乙が負担するものとする。

（太陽光発電設備の出力が50kW以上の場合）

3 甲が電気主任技術者を外部委託している場合、本件設備の設置工事や設備点検にあたり電気主任技術者の立ち会いが必要な場合、その費用は乙が負担するものとする。

以上